

「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策 ～配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップ～（概要）

調査検討

- 平成24年8月1日及び翌25年4月26日の男女共同参画会議における「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行う」旨の決定を受け、第3次男女共同参画基本計画第9分野2に基づき、フォローアップを実施
- 平成25年6月、配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の改正を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく基本方針の見直しについても検討
- 近年、交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、また、痛ましい事件も生じていることに鑑み、保護命令制度、交際相手からの暴力への対応など被害者の安全の確保に関連する事項を重点に調査検討

【第3次男女共同参画基本計画】

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項 イ 相談体制の充実

ウ 被害者の保護及び自立支援 エ 関連する問題への対応

【配偶者暴力防止法の改正】

◆平成25年6月改正、平成26年1月3日施行

◆「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象

◆議員立法により、ストーカー規制法も改正（H25.10.3全面施行）

【配偶者暴力防止法に基づく基本方針】

◆平成25年12月改正、平成26年1月3日施行

◆主務大臣の告示

◆法改正に伴う所要の規定の整備、先駆的な取組の提示や内容の充実

具体的内容

《保護命令制度の適切な運用の実現》

■ 保護命令制度の在り方

ーこれまでの配偶者暴力防止法の改正時に、交際相手への対象の拡充及び緊急保護命令に関する議論がなされ、見送られた経緯を踏まえて検討、各見解の提示

■ 保護命令制度の適切な運用の実現

改正法の施行に伴う措置

ー「生活の本拠を共にする交際をする関係」の解釈運用について啓発、広報

保護命令の発令の適正・迅速な運用

ー審尋等の期日を経ない発令を要する事情の申し出について被害者への周知

ー保護命令手続における関係機関の協議会等の取組を促進

《加害者への対応》

ー加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為への自覚を促すなど沈静化を図る観点からの対応にも配慮、加害者心理を理解した上で取組を検討

ー被害者に二次的被害を与えないためや事件化をためらう被害者の安全の確保といった観点からも、積極的な対応を促進

ー人権擁護委員、法務局職員等、男性からの相談に対応する職務関係者に対して、加害者の問題も含め、引き続き研修を充実

ー加害者更生の取組を加速化するため、加害者更生の在り方の調査を含めた検討を推進

《交際相手からの暴力への対応》

ー特に、相談をためらう若年層が憂慮され、相談窓口の周知や教育啓発が重要

ー改正法の施行後の実態を把握

《被害者の安全の確保》

ー保護命令が発令された場合、配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関において、被害者の居場所や実情に関する情報の共有

ー住民基本台帳の閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報について、加害者等に対し提供することがないよう周知徹底

ー被害者を取り巻く危険性を見極めるため、相談員等に対する研修の充実

ー被害者に対し、事案の危険性や執り得る措置の利用を分かりやすく説明

ー刑事手続における被害者の氏名や住所の表記への配慮

《ストーカー行為等への厳正な対処等》

ー改正法内容や執り得る各種措置に関し、職務関係者への周知、研修の充実

ー都道府県警察間及び警察署間の一層の連携のほか、地方公共団体と協力

ー加害者心理も理解した上での取組が重要、警察等による取組の一層の進展を期待

《配偶者暴力相談支援センター、関係機関等との連携協力》

■ 配偶者暴力相談支援センター

ー婦人相談員は非常勤であり、その専門性の確保と処遇が課題

ー一時保護所には地域間格差等の課題があるため、基本方針に掲げる取組を促進

■ 関係機関・民間団体等との連携協力

ー被害者への対応に地域間格差があることが課題

ー被害者への切れ目のない支援を行うため、市町村の関係機関が連携、役割分担し、被害者支援に係るワンストップサービスを推進

ー相談、保護、自立までの一貫した支援を効果的に行うため、地域の民間団体の協力を得て連携を促進

■ 児童、高齢者、障害者虐待への適切な対応

ー被害者が抱える困難や課題の複合性に鑑みると関係機関の連携協力が重要

ー高齢者虐待や障害者虐待と絡む事案は、関係法律による対応と市町村との連携

ー一時保護されている子どもについて心理的外傷や暴力を確認し、適切に対応

ー子どもやその家庭に対する援助は市町村も役割、要保護児童対策地域協議会等を活用した関係機関による情報共有や母子保健サービス等の援助